

こども発達支援センターを拠点とした
療育支援システムの充実について

平成31年（2019年）3月

吹 田 市

目 次

1-1	療育の動向	1
1-2	こども発達支援センターの事業実績	3
2-1	第1期障がい児福祉計画の概要	7
2-2	第1期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート	9
3-1	(仮称)療育センター整備基本構想の政策課題の検証	12
(1)	一貫性のある療育の推進	12
(2)	総合的な療育の推進	13
(3)	家族への総合的・系統的な支援	14
(4)	地域療育の推進	15
(5)	障害のある児童と保護者が安心して生活できるまちづくり	16
(6)	推進基盤の整備(連携体制、情報、人材、財源)	17
4-1	こども発達支援センターを拠点とした療育支援システム	18
(1)	総合的な療育支援の窓口としての役割	18
(2)	地域生活を支援する役割	19
(3)	機関連携の要として	20
4-2	療育に係る相談・通所・地域支援	21
4-3	こども発達支援センターを拠点とした療育支援<イメージ図>	22
4-4	こども発達支援センターが関係するネットワーク	23

1-1 療育の動向

本市では、わかたけ園（旧肢体不自由児親子通園施設・昭和 44 年（1969 年）開園）及び、杉の子学園（旧知的障がい児通園施設・昭和 48 年（1973 年）開園）による通園療育を積み上げつつ、その積み上げた療育支援を親子教室での療育や保育所、留守家庭児童育成室での発達支援（旧障がい児保育）などの地域療育にも還元するという形で、療育を必要とする児童の支援に積極的に取り組んできました。

さまざまな支援ニーズがある中で、保護者・家族も含めて、必要な時に必要な療育を受けられるよう環境整備を行うためには、通園療育機能の拡充とともに、外来療育や巡回療育、相談など多様な選択肢を提供し、総合的な支援を行う地域療育機能の強化がますます重要になります。

そのため本市では、平成 8 年（1996 年）に吹田市療育システム検討委員会を設置し、平成 12 年（2000 年）3 月にライフステージのすべての段階において全人間的復権をめざすリハビリテーションと、障がいの有無に関わらず、すべての人が同等に生活し、活動する社会をめざすノーマライゼーションとを基本理念に、「吹田市の療育システムの充実について」という報告をまとめました。

この基本理念や報告をもとに、こども発達支援センターは、平成 19 年（2007 年）11 月の杉の子学園の移転に伴い、知的障がい児通園療育機能と地域療育機能を有する施設（当時はこども支援交流センター）として整備しました。平成 28 年（2016 年）4 月には、二次整備としてわかたけ園を移転・合築し、さらに、1 歳 6 か月児健康診査事後指導事業であるバンビ親子教室を地域支援センターに統合しました。これにより、地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園の三課一体の施設運営による細やかなチームアプローチが展開できるようになるとともに、療育を必要とする児童の早期発見・早期療育を一層強化する等、支援の充実が図られました。

この間の国の動向としては、平成 24 年（2012 年）4 月の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援（児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等児童デイサービス事業、保育所等訪問事業）と、都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。また、児童発達支援センターが地域の療育支援の中核施設として位置づけられました。さらに同年、医療的ケアが必要な児童に対応するため、行政施策として従来の病院医療から在宅医療への推進が図られました。

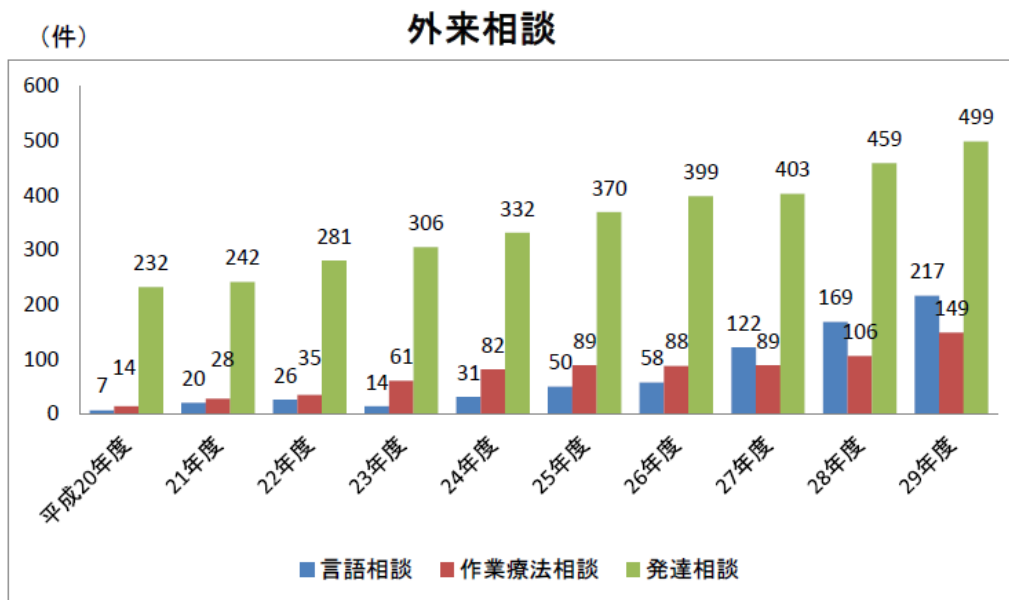
これを受け、本市では同年、こども支援交流センターをこども発達支援センターに名称変更するとともに、杉の子学園は福祉型児童発達支援センターとして、わかたけ園は医療型児童発達支援センターとして障がい児通所支援事業の指定を受け、平成 26 年（2014 年）4 月には障がい児相談支援事業と特定相談支援事業、平成 27 年（2015 年）

4月には保育所等訪問支援事業の指定を受けました。また、平成30年（2018年）3月には、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を整備し、サービス提供の円滑な実施の確保を目的として、同法に基づく障がい児福祉計画（第1期、計画期間：平成30年度～平成32年度）を策定しました。あわせて、基盤整備を進めていく考え方として、「こども発達支援センターを障がい児支援の拠点として、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、支援ニーズの把握と適切な支援の提供を推進するとともに、療育システム体制のさらなる整備を進める」こととしました。

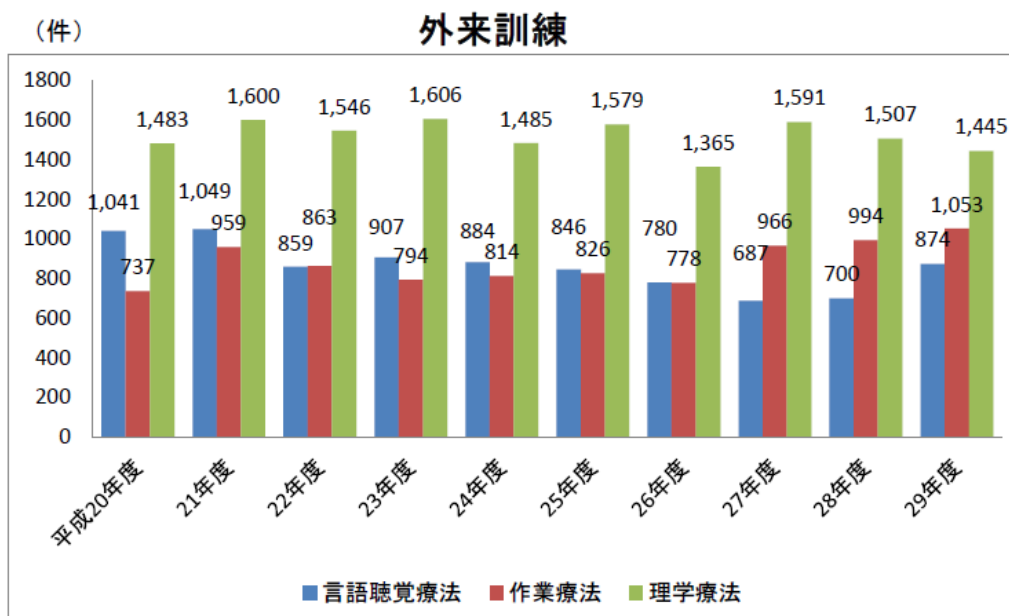
このように、平成19年（2007年）のこども支援交流センター（当時）整備から10年が経過する中で、療育を取り巻く社会情勢は大きく変化し、周産期医療や救急医療の進歩による医療的ケアが必要な児童の増加・在宅化を含め、施設に求められる機能や役割も多様化しています。また、障がい児通所支援サービスは、放課後等デイサービスを中心に利用者が増大し、療育を必要とする児童とその家族の生活環境も多様化しています。

このような状況を鑑み、これからの療育支援のあり方として、第1期障がい児福祉計画の基本的な考え方に即し、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していくための体制の整備を図り、施策の充実に努めます。また、これまでこども発達支援センターが中心となり積み重ねてきた療育機能を検証し、今日的な課題を解消するための新たな視点を盛り込みつつ、「こども発達支援センターを拠点とした療育支援システムの充実について」を基本的な考え方としてまとめ、促進に努めます。

1-2 こども発達支援センターの事業実績



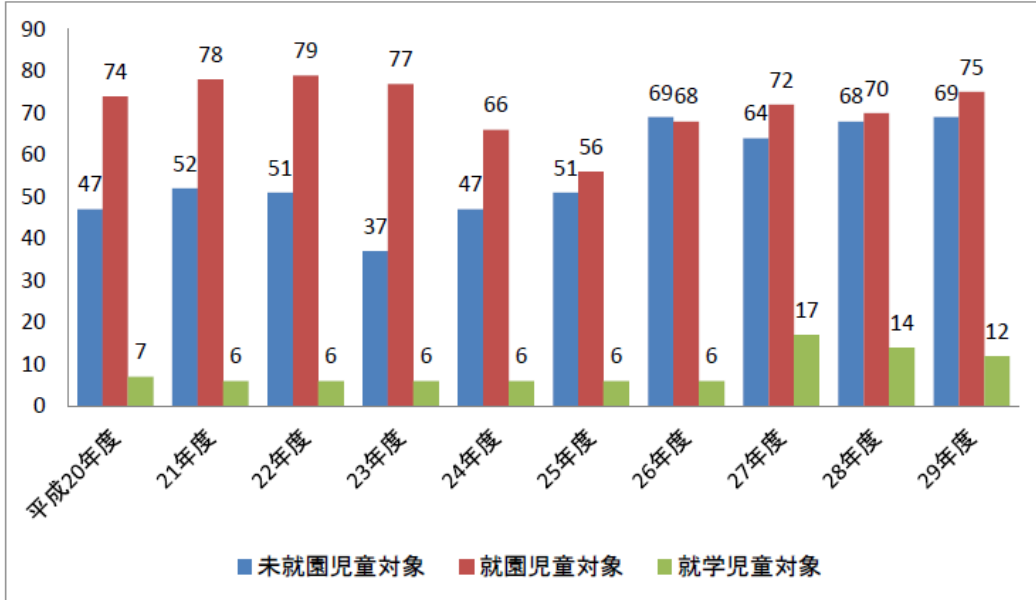
言語相談は言葉の育ちに関する相談、作業療法相談は生活動作や運動面での相談、発達相談は発達検査や知能検査を行い、その結果と家庭での様子を踏まえて相談に応じます。この10年間でいずれの相談も大幅に増加しており、体制強化を図りながら対応しています。



言語聴覚療法は言葉やコミュニケーションの発達を促す療法、作業療法は遊びの幅を広げることや生活動作の獲得を促す療法、理学療法は粗大運動の獲得や姿勢の保持・変換などを促す療法です。いずれの訓練もニーズが高く、体制強化を図りながら対応しています。

親子教室

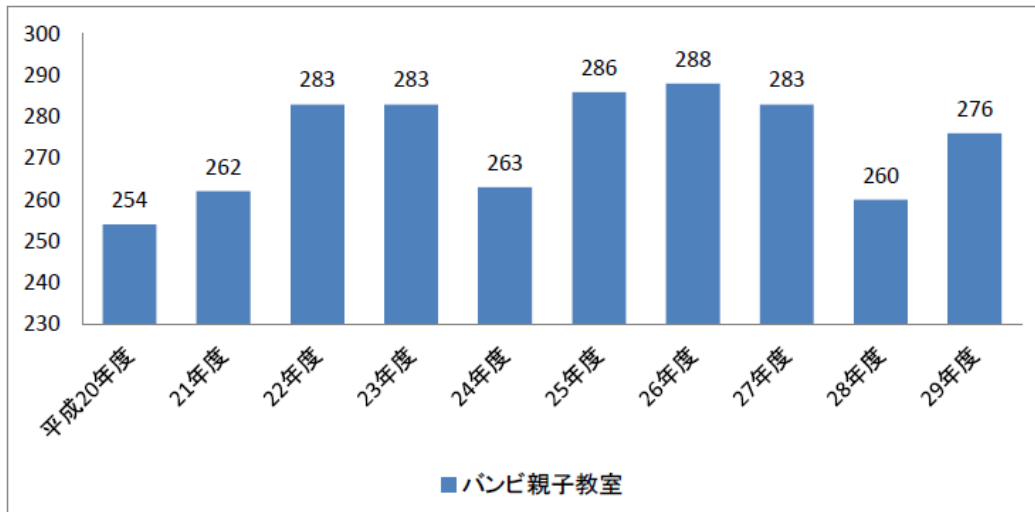
(組)



数値は延べ組数です。未就園児童対象の親子教室は平成26年度に見直しを行ったため、また、就学児童対象の親子教室は平成27年度に新たな教室を開設したため、参加者が増加しました。

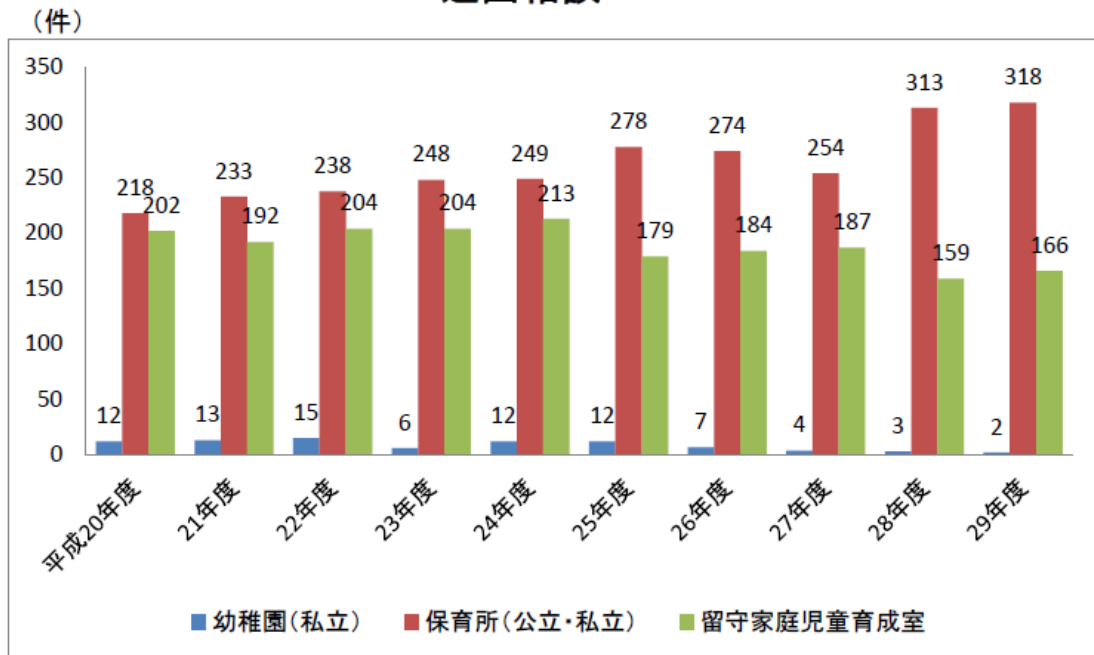
バンビ親子教室

(組)



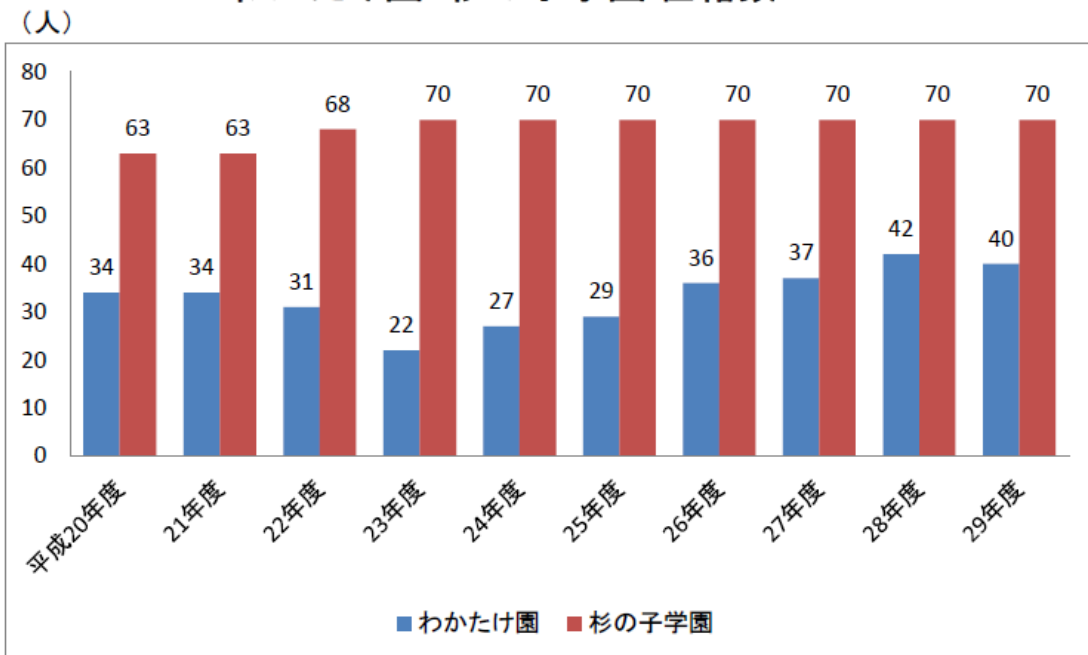
数値は延べ組数です。年度によって参加者の増減がありますが、毎年度、出生児数の8%前後の子供とその保護者が通室しています。

巡回相談



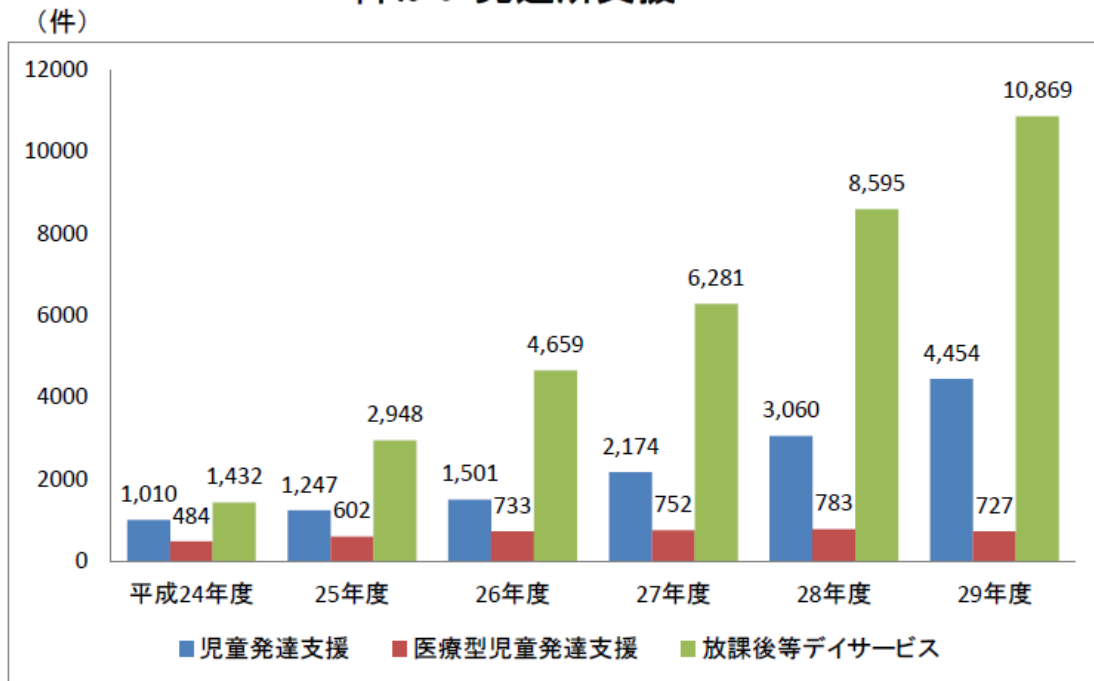
数値は訪問件数です。私立幼稚園は減少しています。保育所は増加しており、公私比率は公立65パーセント、私立35パーセントです。留守家庭児童育成室は平成25年度に訪問方法の見直しを行ったため件数は減少しましたが、対象児童は増加しています。

わかたけ園・杉の子学園 在籍数



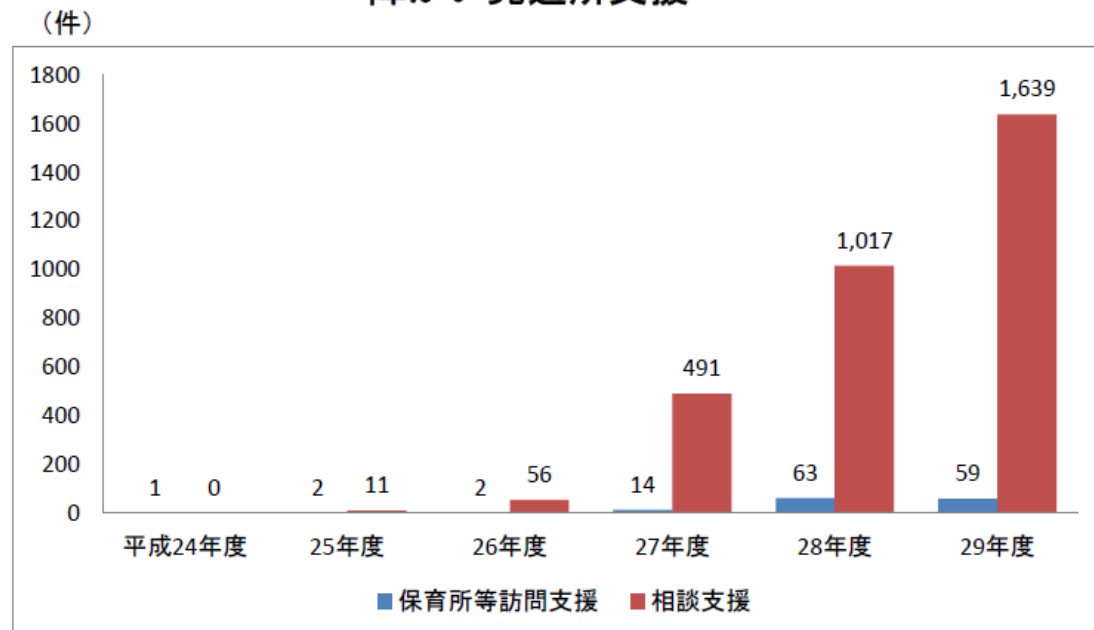
数値は年度末の利用契約数です。わかたけ園、杉の子学園いずれも利用児童は増加しています。

障がい児通所支援



平成24年度の制度開始以降、各事業とも利用件数は年々増加しており、児童発達支援は4.4倍、医療型児童発達支援は1.5倍、放課後等デイサービスは7.6倍になっています。

障がい児通所支援



いずれの事業も利用件数は年々増加しています。今後も必要とされるニーズを充足していくためには事業者の参入促進を図る必要があります。

2-1 第1期障がい児福祉計画の概要

(1) 基本的な考え方

障がい児の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図るとともに、障がいの有無にかかわらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

「第1期障がい児福祉計画」では、障がい、あるいはその疑いのある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応し、必要な時に必要な支援に着手につないでいけるよう、関係機関と連携体制を強化し、取組みを推進していきます。

また、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年(2015年)4月～平成32年(2020年)3月)とも連携しながら、施策の充実に努めます。

(2) 成果目標・活動指標

第1期障がい児福祉計画は、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、平成32年度(2020年度)を目標年度として障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成30年度から平成32年度までの各年度における種別ごとの必要な量(活動指標)を設定し、その見込量の確保のための方策を定めるものです。

【成果目標】

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

【活動指標】

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(3) 重点課題

こども発達支援センターを障がい児支援の拠点として、関係機関と連携しながら以下の重点課題に取り組みます。

- ① 療育を必要とする児童の早期発見に向けた取組の推進
- ② 乳幼児期から就学後まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供
- ③ 医療的ケアが必要な児童の地域生活支援
- ④ 児童の発達支援や家族への支援を一体的に提供する相談支援体制の充実・強化

(4) 現行サービス、基盤整備の考え方

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	知的発達に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等 訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障がい児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
居宅訪問型 児童発達支援	外出困難な重度の障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与などの支援を提供します。
障がい児 相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書の作成を行うサービスを提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

【基盤整備の考え方】

- 障がい児福祉サービスの基盤整備を図り、障がい児とその家族の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが重要です。
- 身近な地域において、児童の状態に応じた質の高い支援を行うことができるよう、児童発達支援事業所等の療育機関の充実に取り組みます。
- こども発達支援センターを障がい児支援の拠点として、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、支援ニーズの把握と適切な支援の提供を推進するとともに、療育システム体制のさらなる整備を進めます。

2-2 第1期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート

第1期障がい児福祉計画策定にあたり、以下のとおりアンケート調査を実施しました。調査結果には、療育支援システムに関連する記述も多くありました。

【調査の実施概要】

○ 実施期間 平成29年（2017年）8月～9月

こども発達支援センターを利用している児童の保護者等及び、市内の幼稚園・保育所・認定こども園、公的機関、民間事業所等の支援機関を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートはすべて記述式で、保護者には施設利用に関する満足度、充実が必要な支援について、支援機関には支援するうえで気になること、充実が必要な支援、機関連携について回答いただきました。

また、こども発達支援センターに来館する保護者及び市内の障がい児関係団体に所属する保護者を対象にヒアリング調査を実施しました。

アンケート回収状況

調査対象	配付数	回答数	回収率
保護者	319件	162件	50.8%
支援機関	133件	76件	57.1%

対象者の属性

保護者：こども発達支援センター・地域支援センターの親子教室（バンビ親子教室含む）参加保護者、杉の子学園・わかたけ園を利用する児童の保護者、市内障がい児関係団体に所属する保護者

支援機関：市内公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園、吹田市域療育等関係機関連絡会の構成機関、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の構成機関

ヒアリング：こども発達支援センター・地域支援センターの外来相談利用保護者、市内障がい児関係団体に所属する保護者から直接聴取

【集計結果】

○ 保護者

こども発達支援センターには、療育を必要とする児童及びその保護者を支援するための相談や訓練、親子教室などを行う地域支援センター、小学校就学前の知的発達に支援を要する児童が単独で通園する杉の子学園、小学校就学前の主に肢体の発達に支援を要する児童が保護者とともに通園するわかたけ園の3つの施設があります。

こども発達支援センター利用に係る満足度については、いずれの施設も「とても

満足」「やや満足」が多く、「子どもが楽しく通っている」「子どもの成長が感じられる」「先生（職員）に子育ての悩みを相談できる」「親同士交流できる」等がありました。一方、充実を希望する支援として「外来訓練（作業療法、言語聴覚療法）の待機期間が長い」「親子教室の開催場所、回数、種類を増やしてほしい」「親子教室終了後のフォロー」（地域支援センター）、「親へのカウンセリング」「クラス編成」（杉の子学園）、「母子通園は保護者の負担が大きい」「地域との交流がもっとあれば」（わかたけ園）、「OT（作業療法）、ST（言語聴覚療法）の回数が少ない」（杉の子学園、わかたけ園）等がありました。

子育て支援施策に関して、充実が必要な支援としては、「一時預かりの施設を増やしてほしい」「保育園の発達支援枠を増やしてほしい」「幼稚園、学童保育にも支援枠がほしい」「杉の子学園の定員増」「親子通園ではない肢体不自由児通園施設」「医療的ケア児の受け皿が限られている」「弱視、聴覚等の特性に特化した訓練施設」「発達具合に応じて異年齢児と一緒に遊べるような教育施設」「発達に問題のある子どもが安心して遊べる場所、親も安心できる場所」等の利用施設の充実や、「保護者が介護できない時にすぐに訪問してくれる支援」「日中一時支援の事業所が少ない」「児童発達支援（福祉型・医療型）を1日に複数利用したい」「気軽に利用できる交通手段」「ヘルパー支援を増やしてほしい」「親が就労している家庭の支援」「軽度発達障がい児への支援」等の現行制度の充実が必要という意見がありました。

また、「地域交流の幅を広げてほしい」「家庭全体のことをトータルに相談できる窓口」「公的に相談できるところが少ない、わからない」「市のホームページ等、情報提供の改善」等、地域との交流や相談体制、情報提供の充実を求める意見がありました。

さらに、「小学校就学は保護者にとって大きな悩み」「就学後のフォローが不十分」等、進路に関する相談や支援の充実が必要という意見や、こども発達支援センターと保健センター、幼稚園、保育所、学校等がもっと連携して支援してほしいという意見がありました。

○ 支援機関

支援機関を対象とした調査は、市内の公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園、吹田市域療育等関係機関連絡会の構成機関、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の構成機関に対して実施しました。

・ 幼稚園・保育所・認定こども園

幼稚園・保育所・認定こども園からの意見としては、支援するうえで気になることとして「児童の困り感を園と家庭とで共通理解がとりにくい」「早期療育につなげたいのに時間がかかってしまう」「専門的な支援を行うための環境整備が不十分」、

充実が必要な支援として「職員への研修や保護者向け講習会の充実」「多様なニーズに対応した保護者支援」「巡回相談の回数増」「人的配置、施設整備の改善」「地域の子育て支援」、機関連携については「こども発達支援センター、保健センターとの連携強化」「保育に関わる機関が情報共有できるシステム」「進学先の小学校や、医療機関との細やかな連携」等がありました。

・吹田市域療育等関係機関連絡会

吹田市域療育等関係機関連絡会は、保健センター、保育幼稚園室、教育センター、支援学校等の児童福祉・教育に関係する 16 の機関で構成し、こども発達支援センターが事務局となり、機関相互の連携体制の充実を図ることを目的としています。

支援するうえで気になることとして「家庭全体の包括的なサポートが必要」「福祉・教育関係全般においてマンパワーが追いついていない」、充実が必要な支援として「多様な進路選択に合わせた療育システムの構築」「医療的ケアが必要な児童の支援」「保護者の就労保障のための体制整備」「通学困難な児童への支援」「軽度発達障がい児に対する支援」「保護者向けの学習会、職員対象の研修・人事交流」「訪問型支援の充実」、機関連携については「児童・生徒が関わっているすべての機関との情報共有の在り方」「関係機関で役割分担しながら、重層的に支える仕組みの構築」「福祉と教育の効果的な連携」「地域支援の中で療育の視点が広がるような取組ができれば」等がありました。

・吹田市障がい児支援事業者等連絡会

吹田市障がい児支援事業者等連絡会は、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を実施する市内の 36 の民間事業所で構成し、こども発達支援センターが事務局を担い、情報交換や研修を実施しています。

支援するうえで気になることとして「制度上の定員等により、ニーズに十分に対応できない」「支援に対する保護者との共通理解が難しい」「不登校児の受け止め」「人材確保」、充実が必要な支援として「個々に合った個別支援、保護者への支援」「事業所職員の研修」「医療的ケア児への支援」「多様な支援ニーズに対応可能な体制」「学校卒業後（18歳以降）の余暇支援」、機関連携については「こども発達支援センター、幼稚園、保育所、学校等の関係機関との連携」「公的機関と民間が協力した支援システムの構築」「他事業所との連携の強化」「相談支援事業所が要となって他事業所と連携し一貫した支援を行う」等がありました。

いずれの支援機関からも、スタッフのスキルアップを含めた支援体制の充実と、機関連携の強化が挙げられており、児童の発達課題や多様な支援ニーズに的確に対応してくための体制の整備とさらなる連携促進、新たな支援システムの構築が課題となっています。

3-1 課題の検証

本市では、こども支援交流センター（当時）の開設に先立ち、平成 16 年（2004 年）12 月に「（仮称）療育センター整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定し、これを基本的な考え方として施設を整備しました。

それから 10 年が経過し、療育を必要とする児童の増加とともに社会環境が大きく変化する中で、解消された課題について、あるいは引き続き取り組まなければならない課題や新たな課題等について、基本構想の施策課題の項目ごとに検証します。

(1) 一貫性のある療育の推進

（基本構想）

乳幼児期、学齢期、学齢期以降などそれぞれのライフステージに対応した支援につなげていくために、早期発見から学齢期までの一貫性のある療育への取り組みが必要です。早期発見と就学前の取り組みを学齢期以降にもつなげていくという療育の継続性が必要となります。また、保護者が児童の障害を受容できないまま、早期の親子療育を受けずに学齢期に至り、適切な養護教育が受けられずにいる児童への対応や、学齢期以降に新たな問題を生じる学習障害などの早期発見、早期の対応の必要性が高まっています。乳幼児期から学齢期までの医療、発達相談、訓練などを継続的に専門施設でフォローするとともに、就学前と就学後以降のそれぞれにおいて療育が中断することのないように柔軟に対応できる機関連携が必要です。

こども発達支援センターは、0～18 歳までの児童の療育や発達支援の拠点として整備を進めていく中で、保健センター、幼稚園、保育所、学校等との機関連携が進むようになり、各機関をつなぐ一貫性のある療育を推進してきました。また、乳幼児期から学齢期まで継続した療育となるよう、児童の成長記録や支援記録等を記載したファイル（すいすいの一と）を作成し、ホームページへの掲載や関係機関へ周知を図るなど、新たな取組にも着手しています。しかし、療育を必要とする児童が増加している中で、保護者が相談したいと思った時にすぐに相談できる体制や、早期発見につながる相談システムの充実のためには、検討を要する課題があります。

また、平成 24 年（2012 年）の児童福祉法の改正により、障がい児通所支援サービスが整備されたことにより、療育の現場がそれまでの公立の機関だけでなく、民間事業所も多く参入するようになり、サービスの提供体制が多様化しています。そのため、放課後等デイサービスを利用する場合の学校等との円滑な連携のあり方など、新たな課題があります。このように、センター開設当初には想定していなかった課題に対応するためには、新たな機関連携の仕組みを検討する必要があります。

さらに、支援の継続性という観点では、小学校就学時における円滑な支援の継続だけでなく、中学生、高校生を対象とした放課後等デイサービスの利用が増えていることもあり、小学生から高校生まで見通しを持った療育のあり方や機関連携を考える必要があります。このため、教育センターや青少年室（子ども・若者総合相談センター ぷらっとる一む吹田）、支援学校、子ども家庭センター等との連携も重要になっています。

(2) 総合的な療育の推進

(基本構想)

本市では、専門施設等を中心に多様な障害への専門的な取組みが蓄積されてきましたが、医療ニーズへの対応や、自閉症等への専門的な取組み、知的障害児への作業療法の導入、養護学校や養護学級での専門的な訓練の強化、軽度発達障害への対応など、障害に応じた専門性の強化が課題となっています。

併せて多くの専門職が相互に協力し、児童一人ひとりの療育ニーズに合った個別療育プログラムの充実が求められています。

本市では、わかたけ園・杉の子学園の開園から現在までに、重度・重複障がいから軽度発達障がいまで、多様な療育を推進してきました。こども発達支援センターを整備し地域支援センターを含め3課が一体化したことで、多職種によるチームアプローチがスムーズに行えるようになり、基本構想の課題であった杉の子学園での作業療法の導入に加え、就学後の児童を対象にした発達相談や作業療法、言語聴覚療法、理学療法、親子教室の機能拡大につながりました。

近年、地域で暮らす医療的ケア児は増加しており、医療的ケア児への対応がますます必要になっています。第1期障がい児福祉計画でも重点課題としているように、医療的ケアが必要な児童のさらなる地域生活支援の充実のために、わかたけ園・杉の子学園はもちろんのこと、医療型児童発達支援の提供態勢や訪問型支援等の充実とコーディネーターの配置が必要となっています。そして保健、医療、福祉、療育、教育の連携のもと、トータルな支援が欠かせません。

(3) 家族への総合的・系統的な支援

(基本構想)

障害のある児童が家族とともに療育を受けながら地域社会で生活していくためには、家族への支援が不可欠です。日常的な子育てへの支援や児童の問題の認識・受容への支援、保護者の就労と保護者の日常的な子育ての悩みへの心理サポートを始め、多様な家族の生活状況に応じた総合的な家族支援の充実が必要です。

こども発達支援センターでは、療育や発達支援の取組みを通して、我が子の適切な進路選択や障がい受容につながる保護者支援を積み上げてきました。現在も親子教室や通園療育において、保護者支援を主軸にした発達相談や学習会、保護者同士のつながりを深める懇談会等を開催しています。

療育を必要とする児童が地域で生活していくためには、家族への支援が欠かせません。アンケート調査結果にも「家族全体のことをトータルに相談できる窓口」の充実を求める意見があるように、子供の発達に関する相談や日常的な子育ての悩みなど、子育て・福祉・教育の相談窓口をわかりやすく利用しやすいものとし、適切な相談や支援につなぐことが求められます。また、家族への支援は個別性が高く、周産期からの丁寧な支援が求められていることなど、幅広く対応する仕組みの構築が課題となっています。

障がい児通所支援サービスの適切な利用のためには、子供と家族の支援ニーズに沿った利用計画を作成しきめ細かい支援の提供となるよう、障がい児相談支援を実施する事業者へのこども発達支援センターによる後方支援を充実させ、相談支援体制の強化を図ることも必要です。

さらに、障がいの有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、療育を必要とする児童とその家族の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のためには、幼稚園や保育所、認定こども園、留守家庭児童育成室等、地域の子育て支援施策の中での配慮を要する児童への対応のスキルアップや人材育成と施策づくりが求められます。

(4) 地域療育の推進

(基本構想)

・ 保育園や幼稚園に在籍している児童や在宅者への支援

地域で子どもを過ごさせたいという保護者の意向などで、通園療育を受けずに幼稚園などに通う子どももいます。多様な療育ニーズに対する療育の受け皿を考えなくてはなりません。

・ 3歳児健診後の療育のための受け皿の確保

1歳6か月児健診についてはバンビ親子教室が事後指導を担当していますが、事後指導事業として、幅広い受け皿をどのように実現していくかが課題となっています。また、3歳児健診後のフォローと早期療育を行う機関がないことも課題となります。

・ 学齢期の子ども・保護者への支援

軽度発達障害のある児童への支援も含めて学齢期の子どもへの対応を強めなければなりません。また、障害のある子どもの療育にとって、療育施設の職員以上に日々長時間子どもを養育する保護者が大きな役割を果たしますが、その分保護者の負担は大きなものとなります。保護者を支えることは子どもを支えることにつながります。保護者に対するより一層の支援の方策の検討が必要です。

地域支援センターでは1歳6か月児健康診査事後指導事業であるバンビ親子教室をはじめ、地域の幼稚園・保育所に通所している療育の必要な児童のための親子教室や就学後の親子教室を開室し、対象児童の拡大を図ってきました。その他にも、発達相談や作業療法、言語聴覚療法、巡回相談など、地域療育を推進する事業の促進を図ってきました。また、わかたけ園では、外来の未就学児親子教室や理学療法を行ってきました。

近年は、療育や発達支援が必要な児童の増加に伴い、定数以上の入室希望や訓練への待機状況があります。療育における必要量への対応は引き続きの課題であり、療育ニーズが増加する傾向の分析とともに、待機状況を解決するような方策が求められます。

また、障がい児通所支援サービスを利用し、療育支援を受ける場合は、多様な提供体制の中から保護者がわが子にあった療育や発達支援のメニューが選択できるよう、相談支援体制の充実を図ることもセンターの役割として求められます。さらに、幼稚園や保育所、認定こども園などに在籍する児童の児童発達支援の利用や、小・中・高校生の放課後等デイサービスの利用など、地域の教育・保育施設に在籍しながら通所型の療育支援を利用するケースも増加しており、児童が在籍する機関への支援体制のあり方を改めて検討する必要があります。

このような現状を踏まえ、今後は通所型の療育支援だけでなく、保育所等訪問支援や在宅児への訪問支援のように、児童が在籍する機関や家庭を訪問して療育支援するという、訪問型の支援のあり方が求められています。

(5) 障がいのある児童と保護者が安心して生活できるまちづくり

(基本構想)

障害のある児童と保護者が療育を受けながら身近な地域での社会参加を進めていくために、療育施設が地域社会に働きかけることが重要な課題になっています。民生児童委員や社会福祉協議会、さらにNPOやボランティアグループなど、地域の福祉を支える市民との協働の推進に向けて、障害のある児童や保護者の願いをホームページ等で地域に向け発信し、市民向けの講演会、研修会の実施など啓発広報の強化が必要となります。

また、(仮称)療育センターでの実施を計画している学齢期の児童を対象とした放課後・休日支援教室等に、児童館や図書館、体育館等の施設の職員が参加して障害児の介助の仕方を学ぶ機会を提供していくことは、地域の公共施設での受け入れを推進する上で大切な課題です。

地域支援センターでは、市民を対象とした地域福祉講座の開催や、民生・児童委員や子育て広場の運営者、小学校の保護者会等からの依頼により、児童の発達や障がいに関する研修を行ってきました。

また、学齢期の児童を対象とした休日余暇支援教室の開催や、幅広い市民からボランティアを募り、センター利用児童のきょうだいの見守り保育の活動を行ってきました。このうち、休日余暇支援教室については、特殊な技能を持つ市民に講師をお願いし開催していましたが、放課後等デイサービスの利用が進んだことにより、平成29年度(2017年度)に廃止しています。

こども発達支援センターは杉の子学園やわかたけ園の行事等の際に、施設が所在する地域の民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会等にお知らせし交流を深め、地域の皆さまに温かく見守られながら日々の業務を行っています。

療育を必要とする児童とその家族が安心して生活できる地域社会の形成は大きな課題であり、相互理解を深めるための仕組みづくりは今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

(6) 推進基盤の整備(連携体制、情報、人材、財源)

(基本構想)

地域療育を推進する基盤整備の課題として、療育関係機関の連携の強化を考えなくてはなりません。発見機関、療育機関、教育機関など関係する各機関が一人ひとりの子どもの情報を共有し、分担しながら関わっていく体制を作り上げる必要があります。

特に教育機関と療育機関の連携をどのように強めていくのかが課題になります。就学前において障害のある子どもが在園している幼稚園などと療育機関がどのように関わっていくのか、また、学齢期において養護学校、養護学級、教育センターなどの教育機関との役割分担も含めた連携をどのように進めるのかが課題となります。

また、肢体不自由児施設であるわかたけ園と吹田療育園という公私2つの療育施設の、地域における療育分担と連携を考える必要があります。

なお、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉など軽度発達障害児に対する支援も新たな課題として考えていかなければなりません。就学前、学齢期における軽度発達障害児に対する支援のあり方を、特別支援教育を進めていこうとしている教育機関との連携を強めながら考えていく必要があります。

また、機関連携の充実とともに、個人情報保護を前提とした情報の一貫管理や、人材の確保、財源の確保などが必要であり、庁内での推進体制の充実が必要です。

療育関係機関の連携の場としては、保健センター、保育幼稚園室、教育センター、支援学校等の児童福祉・教育に関する機関で構成する吹田市療育等関係機関連絡会を設置しています。昭和56年（1981年）の設置当初は3機関でしたが、現在は16機関に増えています。また、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問を実施する市内の民間事業所で構成する吹田市障がい児支援事業者等連絡会を平成27年（2015年）に設置し、情報交換や研修会などを実施しています。

さらに、庁内の推進体制の充実を図ることを目的として療育システム推進連絡会を設置し、情報の共有や課題の検討を行っています。設置当初に比べて、現在では重度・重複障がいから発達障がいまで多様なニーズの量や質に対応する課題が大きくなっています。また、設置当初は公立による療育や発達支援が中心でしたが、今後は民間事業所も含めた連携・協働体制を整備することも必要です。

よりよい療育システムに常に求められることは、施策の充実によるシステムの内容の充実と、連携の促進によるシステムの機能の強化です。これからも既存の連絡会等の機能の強化と、民間事業所との効果的な連携により、各機関が抱えている課題の解決や子ども・子育てを取り巻く社会情勢の中で生じる課題を解消し、こども発達支援センターが中心となって機能的なシステムの構築をめざします。

4-1 こども発達支援センターを拠点とした療育支援システム

療育を必要とする児童の健やかな育成を支援し、乳幼児期、学齢期、学齢期以降など、それぞれのライフステージに沿って切れ目のない一貫性のある療育と、保健、医療、福祉、保育、教育の相互連携を行っていくために、こども発達支援センターを拠点とした支援体制のさらなる充実をめざします。

(1) 総合的な療育支援の窓口としての役割

児童の療育に関する拠点施設として、総合的な療育支援を提供する役割の強化が必要です。アンケート調査結果にも「どこに相談していいのかわからない」という意見があるように、わが子の発達に不安を感じる保護者・家族が気軽に相談でき、適切な支援につながるができるよう、療育に関する相談窓口として周知を図り、関係機関につないでいくことが重要です。

一方で、子供の発達や障がい特性に不安を抱えている保護者にとって、こども発達支援センターに相談することは療育につながる最初のステップであると同時に、逆に高いハードルになると受け止められる場合があります。そのため、相談窓口を限定することなく、どこにでも相談できる仕組みの方が利用しやすい場合もあります。

子供や子育てに関する相談窓口は、保健センターやのびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、教育センター等、それぞれの支援ニーズに応じた役割を担う機関があります。子供の相談は0～18歳まで内容がさまざまで、多岐にわたり、専門性が求められるため、窓口を1か所に集約することは難しく、関係機関が連携し情報共有できる仕組みをつくり、ニーズに沿った支援機関に柔軟につないでいくことが求められます。

乳幼児の発育・発達に関しては保健センターの健康診査や訪問事業があり、支援者が早期に気づき、保護者へ伝えることができます。また、発達支援に関する相談は、こども発達支援センター・地域支援センターが中心となり幅広く対応し、保健センター・のびのび子育てプラザ・保育幼稚園室が実施する子育て支援コンシェルジュ事業と連携強化することで、適切なサービスにつないでいくことができます。

また、小学校就学時の支援の継続や、小学生から高校生まで見通しを持った療育を支援するためには、教育委員会指導室や教育センター、青少年室等の教育機関や放課後等デイサービス事業者との連携促進がますます重要です。

さらに、医療面での専門的な相談や発達特性に沿った療育につなぐためには、医療機関との連携が欠かせません。

これらの多岐にわたる機関との連携を強化し促進していくことで、相談したい時

に相談でき、次の療育や発達支援につながるシステムが求められます。そのための切れ目のない、わかりやすい相談窓口の仕組みづくりが課題です。

また、アンケート調査結果にある「家族全体のことをトータルに相談できる窓口」、「家庭全体の包括的なサポート」について、総合的な支援の検討や工夫が求められています。

(2) 地域生活を支援する役割

療育を必要とする児童が家族と共に支援を受けながら地域社会で生活していくために、こども発達支援センターでは通所型の施設としてわかたけ園と杉の子学園が児童発達支援センターの機能を有しています。また、地域支援センターでは発達特性に応じた各種親子教室を開催している他、地域の幼稚園や保育所、認定こども園へ通所する児童には、訪問型の支援として巡回相談や保育所等訪問支援を実施しています。

近年は、障がい児通所支援を提供する民間事業所が増加したことにより、保護者はこども発達支援センターの利用だけではなく、児童の生活スタイルや個別の支援ニーズに沿った療育の選択ができるようになりました。たとえば、幼稚園や保育所、学校等へ在籍しながら児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する、保育所等訪問支援を利用し在籍する機関で支援を受ける等、多様な形態があります。一方で、「就労しているため、通園施設での療育を選択することが難しい」、「保育所では専門的な療育が受けられない」などのケースがあります。また、施設の待機の状況等により、保護者が希望したタイミングで療育や訓練を受けることができない問題もあります。さらに、発達特性に起因する育ちの難しさにより子育てが思うようにならず、虐待につながるリスクの高いケースも少なくありません。

児童の育つ家庭環境や発達特性にはさまざまな状況がある中、個々のニーズに寄り添い、保護者や家族が選択した生活環境の中で充実した支援がなされるよう、継続的かつ総合的な相談支援(計画相談)の向上と通所型、訪問型いずれの支援についても充実させていく必要があります。

また、重症の心身障がいや難病等で通所することが難しい児童には、家庭への訪問型支援も充実していく必要があります。特に、日常的に医療的ケアが必要となる児童には医療の役割はとても重要であり、安定した在宅生活を継続するために、医療と福祉等の支援機関の相互連携の強化が求められます。

さらに、就学児童の豊かな放課後のために、留守家庭児童育成室への巡回相談に加えて、放課後等デイサービス事業者に対して、訪問による助言なども充実を図る必要があります。

これからも、保護者や家族が療育に対する理解や認識を深め、適切な選択と支援

につながるができるよう丁寧に支援を行います。

また、児童が家族と共に暮らす地域が優しい社会となるように、地域社会との相互理解が深まる取組、啓発、学習の機会の提供体制を推進します。

(3) 機関連携の要として

これまで本市が構築し、取り組んできた療育システムは公的機関を対象としたものでしたが、平成24年(2012年)の児童福祉法の改正により、障がい児支援の体系が大きく再編され、障がい児相談支援や障がい児通所支援に民間事業所が多く参入するようになりました。今後は民間事業所とも連携の幅を広げ、多角的・重層的な視点で療育を推進していく仕組みを構築する必要があります。公・民がそれぞれの強みを活かし、適切な役割分担のもとに有機的な連携を進めていくことが求められています。

また、こども発達支援センターは、療育に係る機関で構成するネットワークだけではなく、保健センターや家庭児童相談課、青少年室などが所管する子ども・子育て支援に係る機関のネットワークにも複数、所属しています。このようなつながりの中で見えてくるさまざまなケースへの支援のあり方や課題の解消に、療育の視点を取り入れた提案や検討を行うことで、幅広く子育て支援に寄与する役割を担っています。その中で、子ども・子育て支援施策における利用ニーズの把握と提供体制の整備に努め、支援を円滑に進めていくために緊密な連携を図ることが求められています。

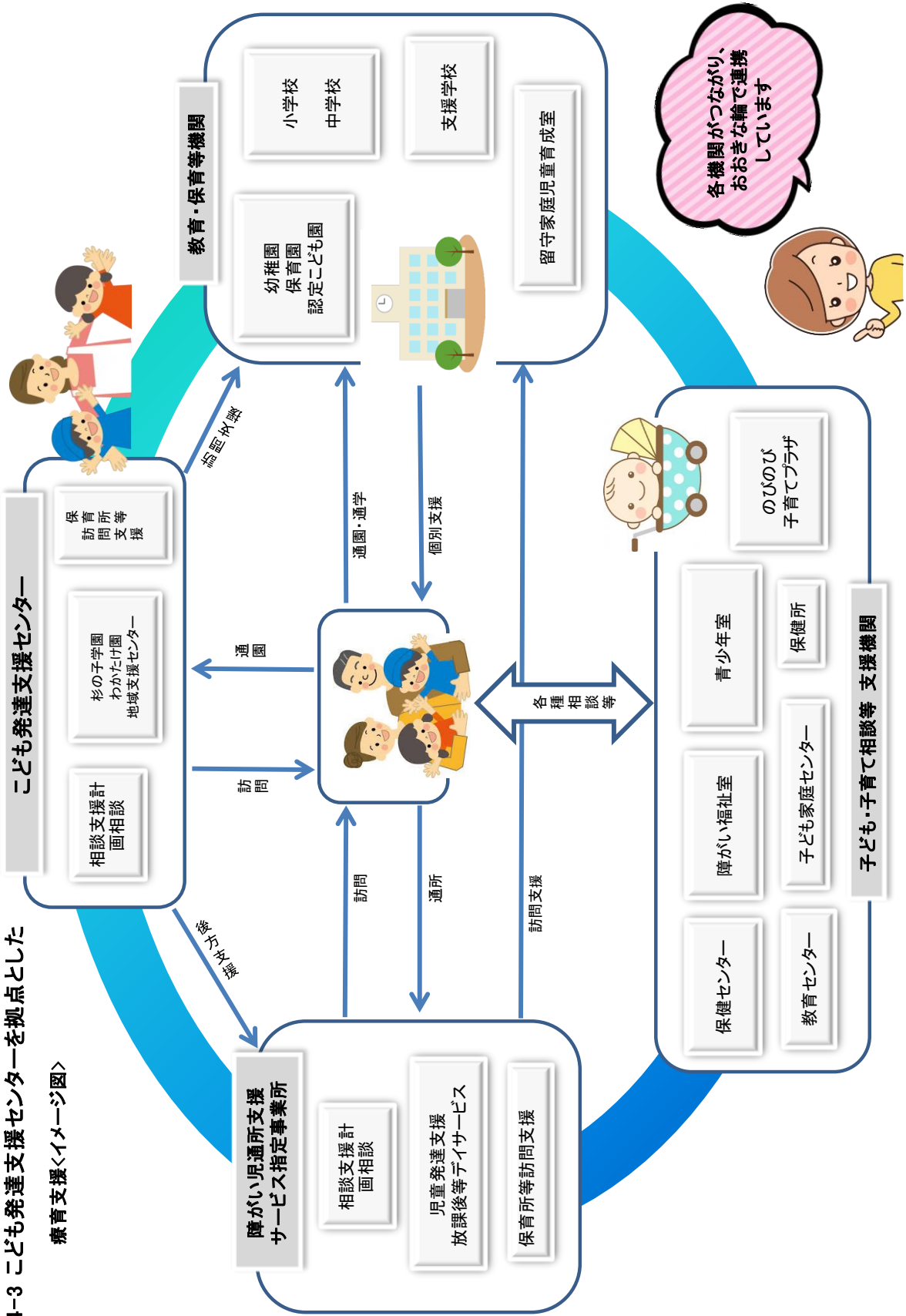
さらに、それぞれの支援機関の専門性向上のための人材育成や、児童発達支援や放課後等デイサービスなど民間事業所との連携とともに巡回訪問による助言や援助、課題の把握、情報提供などの取組を進め、市内全域での質の向上を図ることが重要です。そのためのこども発達支援センターを拠点とした新たな機関連携の仕組みについて、検討を進めます。

4-2 療育に係る相談・通所・地域支援

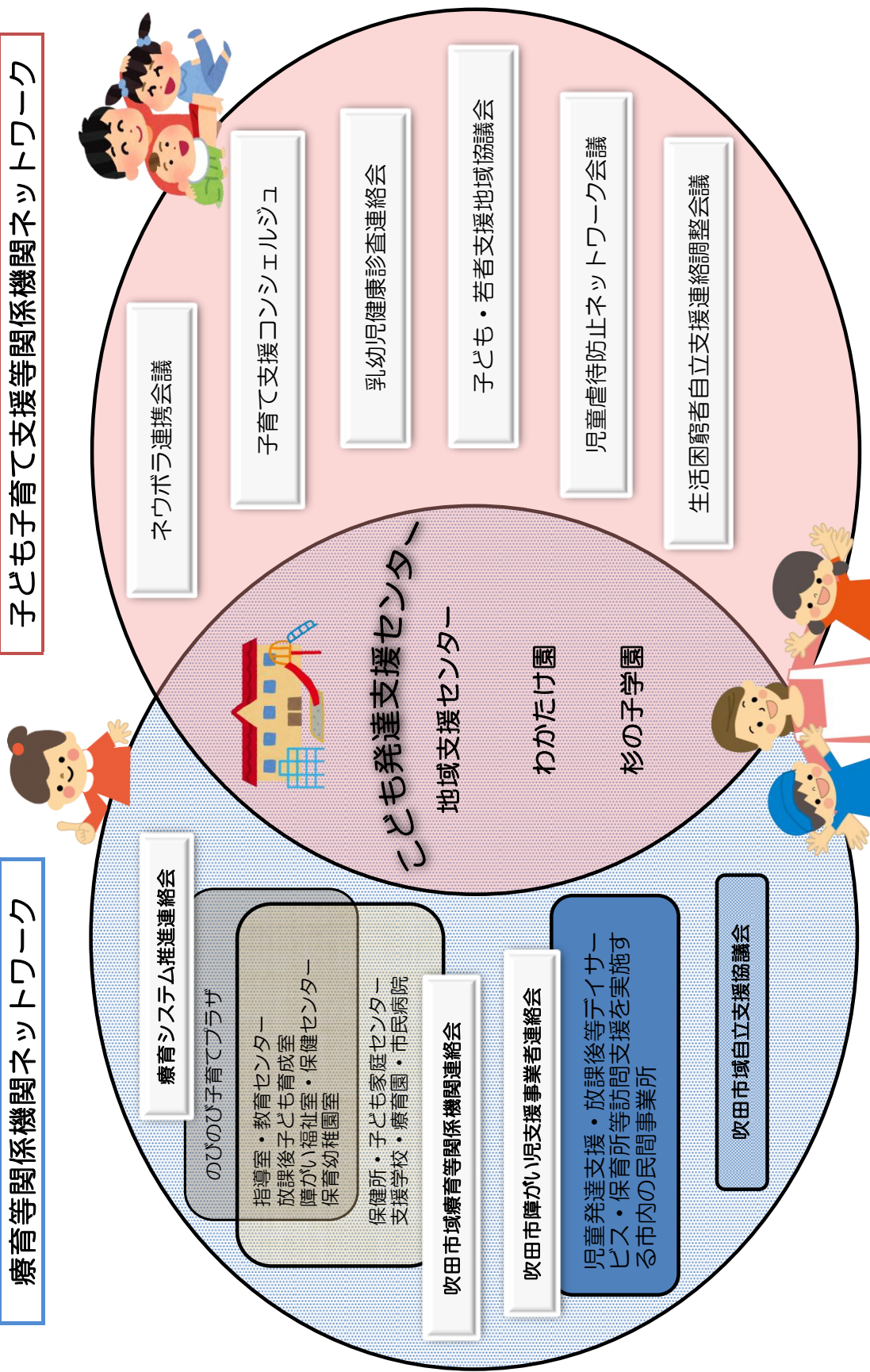
事業	年齢	相談										療育相談・訓練										地域支援																																																																																																			
		障がい福祉室		子ども家庭センター		保健所		保健センター		子育てプラザ		教育センター		地域支援センター		子ども発達支援センター		親子教室		障がい児通所支援サービス		民間事業所		保健センター		保育幼稚園室		子育てプラザ		青少年室		市教育委員会		府教育委員会		地域支援センター		民間事業所																																																																																			
就学前	0歳	日常生活用具の給付・各種手当 など										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
	1歳	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
就学後	小1	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
	小2	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
就学後	小3	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
	小4	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
就学後	小5	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
	小6	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
就学後	中1	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
	中2	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
就学後	中3	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
	高1	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
就学後	高2	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									
	高3	療育相談（一般相談）										療育相談（一般相談）										相談支援（計画相談）										各種健診										親子教室										社会参画支援										支援学級										巡回相談										訪問相談										支援学校										巡回相談										保育所等訪問支援									

4-3 こども発達支援センターを拠点とした

療育支援<イメージ図>



4-4 こども発達支援センターが関係するネットワーク



こども発達支援センターを拠点とした
療育支援システムの充実について
平成 31 年（2019 年）3 月

<発行>

吹田市児童部こども発達支援センター
〒564-0082 吹田市片山町 2-11-40
電話 06-6339-6105 FAX 06-6387-5734